

【補論】 経営者確認書の制度上の意義 【短C 論B】

経営者確認書の入手を制度として義務化することには、財務諸表の作成責任を負担する経営者と当該財務諸表の適正表示に関する意見表明責任を負担する監査人との協力関係を示し、かつ、監査制度に対する社会的信頼性をより一層高めていく意義があると考えられている^(*)。

財務諸表監査制度は、財務諸表の作成者とその監査人が協力して、真実かつ公正な財務諸表を利用者に提供することを本来の目的としている。したがって、両者は、もともと対立関係にあるのではなく、財務諸表に関する責任を分担しながら、相互に協力し合う関係にある。経営者確認書入手の制度化により、経営者と監査人が適正な財務諸表の提供に向けて協調的に尽力する姿勢が明示され、このことが社会的信頼の向上に資すると考えられている。

以下、参考までに経営者確認書の記載例を掲載しておく。(参考資料2-1)

〇〇監査法人
指定社員

業務執行社員 公認会計士 〇〇〇〇 殿

〇〇〇〇 株式会社

代表取締役 (署名)

(若しくは記名押印又は電子署名)

財務・経理担当取締役 (署名)

(若しくは記名押印又は電子署名)

本確認書は、当社の有価証券報告書に含まれる×年×月×日から×年×月×日までの第×期事業年度の財務諸表及び同期間の連結会計年度の連結財務諸表(以下「財務諸表等」という。)が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて貴監査法人が意見を表明するに際して提出するものです。私たちは、下記の通りであることを確認します。

記

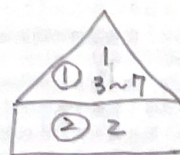
財務諸表

1. 私たちは、×年×月×日付けの(×年×月期に係る)監査契約書に記載されたとおり、財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則等」という。)並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表等を作成する責任(継続企業の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する必要な開示を行う責任を含む。)を果たしました。財務諸表等は、財務諸表等規則等及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しております。
2. 不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成するために、経営者が必要と判断する内部統制を整備及び運用する責任は経営者にあることを承知しております。
3. 会計上の見積りについて適用される財務報告の枠組みに照らして合理的な認識、測定及び注記を達成するために、使用した見積手法、データ及び重要な仮定並びに関連する注記事項は適切であると判断しております。
4. 関連当事者との関係及び取引は、財務諸表等規則等及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適切に処理し、かつ注記しております。

(*)なお、経営者確認書は、監査人が必要な監査証拠の一部として入手するものであり、監査報告書とは異なり、公表されるものではない。

5. 決算日後本確認書の日付までに発生した財務諸表等に重要な影響を及ぼす事象は、全て計上又は注記されております。
6. 財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき、既に認識されている又は潜在的な訴訟事件等は全て、財務諸表等規則等及び我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適切に処理又は注記されております。
7. 未修正の虚偽表示が及ぼす影響は、個別にも集計しても財務諸表等全体に対して重要ではないものと判断しております。未修正の虚偽表示の一覧は、本確認書に添付されております。
8. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項 → 任意管理人の判断
提供する情報
9. 貴監査法人に以下を提供いたしました。
(1) 記録、文書及びその他の事項等、財務諸表等の作成に関連すると認識している全ての情報を入手する機会
(2) 本日まで開催された株主総会及び取締役会の議事録並びに重要な稟議書
(3) 貴監査法人から要請のあった監査のための追加的な情報
(4) 監査証拠を入手するために必要であると貴監査法人が判断した、当社の役員及び従業員への制限のない質問や面談の機会
10. 全ての取引は会計記録に適切に記録され、財務諸表等に反映されております。
11. 不正による財務諸表等の重要な虚偽表示の可能性に対する経営者の評価を貴監査法人に示しております。
12. 当社及び連結子会社に影響を及ぼす不正又は不正の疑いがある事項に関して、以下の全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。
- 経営者による不正又は不正の疑い
- 内部統制において重要な役割を担っている従業員による不正又は不正の疑い
- 上記以外の者による財務諸表等に重要な影響を及ぼす可能性がある不正又は不正の疑い
13. 従業員、元従業員、投資家、規制当局又はその他の者から入手した財務諸表等に影響を及ぼす不正の申立て又は不正の疑いに関する全ての情報を貴監査法人に提供いたしました。
14. 財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき違法行為又は違法行為の疑いに関して認識している全ての事実を貴監査法人に提示いたしました。
15. 財務諸表等を作成する場合にその影響を考慮すべき訴訟事件等又はそれらの可能性に関して認識している全ての事実を貴監査法人に提示いたしました。
16. 関連当事者の名称、並びに認識された全ての関連当事者との関係及び関連当事者との取引を貴監査法人に提示いたしました。
17. 監査人が記載することが適切であると判断したその他の確認事項 → 同上
18.
19.

以上



③
+ 9~17